【令和６年度】
# 富田林市立児童館教育指導員（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））募集要領

## １．募集職種及び募集人数

（１）募集職種

児童館教育指導員（短時間非常勤職員(会計年度任用職員))

（２）募集人数

１人（代替指導員としての任用）

## ２．勤務形態

（１）任用期間

勤務開始日から令和７年３月３１日まで

（２）勤務場所

富田林市立児童館（富田林市若松町一丁目７番４７号）

（３）報酬

①時間給１，１００円（別途交通費支給、上限あり）

②月末締切、翌月１６日支払い

（４）勤務日、時間、内容等

①勤務日　週５日勤務（月～土までローテーションにより勤務、土曜日は原則として勤務、日曜日・祝日・年末年始を除く）

※勤務日・日数については、相談に応じます

②勤務時間　［平日］：午後２時３０分から午後５時３０分まで（３時間勤務）

［土曜日、小学校長期休み期間］：午前９時３０分から午後５時１５分まで（７時間勤務、休憩４５分）

［小学校短縮授業期間］：午後０時３０分から午後５時３０分まで（５時間勤務）

③勤務内容　小学生の宿題やスポーツや遊びの指導

④その他　児童館小学生育成事業の代替指導員についての募集です。そのため他の指導員との勤務調整などにより、当初の勤務日および勤務時間を調整する場合があります。

（５）有給休暇等

本市の規程に基づき付与します

（６）保険等

労災保険に加入

## ３．受験資格

(1) 受験資格

「小・中・高校の教諭免許」、「幼稚園教諭免許」、「養護教諭免許」、「保育士資格(大阪府地域限定保育士資格を含む)」、「社会福祉士資格」、「児童厚生指導員資格(２級以上)」、「放課後児童支援員認定資格」のいずれかを取得している人、及び取得見込みの人

また、「学校教育法の規程による高等学校を卒業し、２年以上児童福祉事業に従事した人」、「学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した人、及び履修中の人」

※ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## ４．申し込み

下記のとおり必要書類を持参し､申し込んでください。

**※申し込み時、簡単な面接を行いますので、必ず、受験者本人が申し込みに来てください。**

**※郵送での受付はいたしません。**

（１）申込期間　　採用者決定まで随時
　　　　　　　　　※土・日曜日、祝日を除く

（２）受付時間　　午前９時から午後５時３０分まで

（３）申込場所　　富田林市立児童館（富田林市若松町一丁目７番４７号）

（４）必要書類　　①児童館教育指導員エントリーシート（写真貼付・所定の事項を記入。）
　　　　　　　　　②受験資格の写し（各資格証の写し、勤務歴・学科の履修が分かるもの等）

## ５．試験結果および採用資格

申し込み時に簡単な面接を行います。事前に連絡をお願いします。

（１）試験結果
　　面接後二週間以内に連絡いたします。

（２）採用資格者名簿への登載
　　試験合格者は、採用資格者名簿に登載されます。
　　名簿登載期間は、令和７年３月３１日までです。

（３）受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

## ６．その他

（１）申込書類は、返却いたしません。

（２）申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

（３）申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## ７．問い合わせ先

富田林市立児童館

０７２１－２５－０６６６